

令和7年5月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月9日（金） 午後1時30分から午後2時31分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。  
会 長 3番 有働憲一  
会長代理者 7番 吉永 剛  
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠  
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（1名）。  
10番 中山和之
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（17名）。  
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭  
小池絵里 池上洋一 井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩男 徳永博之  
大塚寛治 福原栄司 柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（0名）。
- 7 日 程  
1 開 会  
2 会議成立宣言  
3 会長挨拶  
4 議事録署名委員の指名  
5 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
議案第4号 令和7年度農作業等標準労働賃金について  
報告第1号 中途解約通知書について  
6 その他  
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。  
事務局長 中山寛久  
庶務係長 高木慎一郎  
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

## 1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年5月和水町農業委員会総会を開会します。

## 2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

## 3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

5月に入り、米の作付け、準備などで忙しい時期となりました。

令和6年産米は、前年より倍くらい値段が上がって、本年も期待をしているところでは。

さて、これから先、5月6月と暑い日の農作業となります。農作業中の熱中症とか事故とかに注意して、また、健康管理にも十分注意して毎日の仕事に頑張ってもらいたいと思います。

本日は5月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

## 4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、1番猪口委員と2番本山委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

## 5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が5件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページと2ページにてご確認ください。

所有権移転の整理番号1 熊本市の譲渡人から用木の譲受人へ (贈与)

所有権移転の整理番号2 福岡県北九州市の譲渡人から玉名市の譲受人へ

(贈与)

所有権移転の整理番号3 平野の譲渡人から西吉地の譲受人へ (売買)  
所有権移転の整理番号4 東吉地の譲渡人から原口の譲受人へ (贈与)  
所有権移転の整理番号5 瀬川の譲渡人から瀬川の譲受人へ (売買)

まず、整理番号1については、譲受人は取得される農地にて水稻を作付けされる予定であり、申請地は自宅の前にある2筆の農地となります。そのため、農地を耕作管理し、周辺の他の農地に影響を及ぼすおそれはありません。

次に、整理番号2については、新規就農案件となっております。営農計画書が提出されており、計画の内容について、事務局にて審査を行っております。取得される農地で栗を栽培される予定となっております。

次に、整理番号3については、譲受人は現在農業をされており、今回新たに取得される農地にて、自家野菜と栗を作付けされる予定となっております。

次に、整理番号4については、新規就農案件となっております。販売目的ではなく、自家消費分として、水稻を作付けされる予定となっております。

最後に、整理番号5については、譲受人は現在も農業をされており、今回新たに取得される農地にて、水稻、かぼちゃ、ネギ、などの野菜を作付けされる予定となっております。

これらの案件について審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しております。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。  
議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。  
よって、議案第1号につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。  
当事者及び申請地等については、議案書の3ページにてご確認ください。  
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 建売住宅（所有権移転・売買）

申請地は、前原地内の農地で、共有名義の玉名市及び福岡県糟屋郡の譲渡人から

玉名市の譲受人へ売買するものです。譲受人は法人で、申請地を購入後、建売住宅として転用されます。

給排水計画について、給水はボーリングによる井戸給水とし、汚水・生活雑排水については合併浄化槽で処理後、浄水を東側通路に設置する側溝に排水されます。雨水については、自然浸透とし、余水については集水桝を設置し、同じく東側通路に設置する側溝に排水されます。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は「おおむね 300m 以内に駅、インターチェンジ、役所等が存在する農地」に該当し、代替性の必要のない第 3 種農地と判断しました。

第 3 種農地の転用は、原則許可が可能です。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、金融機関発行の残高証明書が提出されており、事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についてですが、許可後直ちに事業に着手し、令和 8 年 6 月末までに竣工の予定であるため問題ないものと思われれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。議案第 2 号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。  
議案第 2 号整理番号 1 について、高木推進委員の報告をお願いします。

高木推進委員

整理番号 1 について、推進委員の高木が報告します。

4 月 28 日午後 4 時 30 分頃、私と中山委員、事務局員の 3 名で現地確認を行いました。

申請地は前原地内の農地で、周辺には住宅地が広がっており、若干の農地はあるものの日照、通風などの影響はほとんどないと感じました。

また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第 2 号について、何か質問等はありませんか。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長	有働	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。整理番号2と4の案件については農業委員会の委員が関与され、議事参与の制限のある案件ですので、整理番号2と4を除く他の案件について先に審議します。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局		<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定の案件が、整理番号2と4を除き6件提出されています。</p> <p>この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書の4ページと5ページにてご確認ください。</p> <p>農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。</p> <p>意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。</p> <p>農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。</p> <p>整理番号2と4を除く議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	有働	<p>ただ今、事務局からの説明がありました。</p> <p>整理番号2と4を除く議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 「異議なし」の声 ——</p>
議長	有働	<p>無いようですので、採決をします。</p> <p>整理番号2と4を除く議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—— 全員挙手 ——</p>
議長	有働	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、整理番号2と4を除く議案第3号について、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第3号整理番号2について審議します。</p> <p>この案件は、「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、議長を吉永会長代理に交代します。</p> <p>吉永会長代理、よろしくをお願いします。</p>

議長  
吉永会長代理

議長に指名されました吉永です。議事進行を務めさせていただきます。よろしく  
お願いします。

それでは、議案第3号整理番号2について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の  
規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を  
求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長  
吉永会長代理

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号整理番号2について説明します。

この案件につきましても、農地中間管理機構を介しての新規の賃貸借権設定とな  
ります。この案件の許可要件である、「中間管理事業推進法」第18条第5項第1  
号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受け  
る者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事  
要件」に適合しています。

議案第3号整理番号2について、事務局からの説明は以上となります。

議長  
吉永会長代理

ただ今、事務局から説明がありました。

議案第3号整理番号2について、何か質問等がありましたらお願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長  
吉永会長代理

無いようですので、採決をします。

議案第3号整理番号2について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は  
挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長  
吉永会長代理

全員賛成です。

議案第3号整理番号2については、原案のとおり承認することに決定しました。

関係委員の入室を許可します。

——— 関係委員 入室 ———

議長  
吉永会長代理

ここで、議長と議事進行を有働会長へお返しします。

議長 有働

吉永会長代理については、議長を務めていただきありがとうございました。

つづきまして、議案第3号整理番号4について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の  
規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を  
求めます。

——— 関係委員 退室 ———

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号整理番号4について説明します。  
この案件につきましても、農地中間管理機構を介しての新規の賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である、「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。  
議案第3号整理番号4について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。  
議案第3号整理番号4について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。  
議案第3号整理番号4について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。  
よって、議案第3号の整理番号4については、原案のとおり承認することに決定しました。  
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

次に、議案第4号「令和7年度農作業等標準労働賃金について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「令和7年度農作業等標準労働賃金について」  
令和7年度農作業等標準労働賃金について説明します。  
議案書の6ページをご覧ください。  
農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、目安となる標準額を定めるものです。  
参考資料として、熊本県の最低賃金や燃料等の価格、近隣の状況を委員の皆さんに配布しました。  
なお、労働賃金は、当事者同士で対象となる農地の条件等を考慮して、話し合いで決定するのが基本となっております。この農作業等標準労働賃金は、あくまで目安であり、適正な金額を設定していただくための参考金額であることを申し添えます。  
また、区長便で配布予定の「令和7年度和水町賃借料情報」を委員の皆さんに配布しております。標準小作料の制度廃止後は、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっておりますので、こちらも併せてご確認ください。  
議案第4号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 　　ただ今、事務局からの説明がありました。  
議案第4号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 　　無いようですので、採決をします。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願い  
します。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 　　全員賛成です。  
よって議案第4号につきましては、原案のとおり決定しました。

　　以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。  
報告第1号について、事務局からの報告をお願いします。

事務局 　　報告第1号「中途解約通知書について」  
農地の賃貸借権の中途解約が5件提出されています。  
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の7ページと8ページをご覧ください。  
いずれも貸し手、借り手双方合意による解約となります。  
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働 　　以上で、本日の議案ならびに報告事案はすべて終了しました。  
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働 　　無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 　　有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他  
総会資料の9ページをご覧ください。  
事務局から事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。  
なければ、閉会に移ります。

7 閉会  
ご起立をお願いします。  
これをもちまして、令和7年5月和水町農業委員会総会を閉会します。  
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 1番 猪口 琢真

署名委員 2番 本山 鉄雄